

●第Ⅰ章 都市景観基本計画〔改訂版〕の位置づけ

この章は、箕面市において新しい都市景観基本計画が必要となった背景と、期待される役割や計画の位置づけについて述べています。

1 都市景観基本計画〔改訂版〕の位置づけと役割

(1) 都市景観基本計画〔改訂版〕の必要性（背景）

景観は、普段私たちが目にしている見える環境のことで、山なみや河川などの自然を始め、建築物や道路など、人々の生活が積み重なったまちの姿です。優れた景観を持つまちは、住む人にとっては自分のまちへの誇りや愛着を生み出し、またそこを訪れる人にとっても感動や安らぎを与えてくれます。

箕面市でも、この景観に着目したまちづくりに取り組んできました。平成3年(1991年)には、「箕面市都市景観基本計画」を策定し、箕面市が目指すべき景観形成の目標とその実現に向けた取り組みのありかたを明らかにしました。そして平成9年(1997年)には、「箕面市都市景観条例」を制定し、「山なみ景観保全地区」を始めとして箕面市の特徴ある景観を保全、創造、そして育成するための制度が整えられ、さまざまな施策が展開されています。また、これと並行して、市民や事業者との協働による取り組みが広がってきました。箕面市のシンボルである山麓保全の取り組み、あるいは地域に根ざしたルールづくりなど、行政の施策だけではなく、日頃の生活や事業活動を通じてまちを創っている市民、事業者の役割が非常に大きくなっています。

平成15年(2003年)に、国土交通省による「美しい国づくり政策大綱」が発表され、さらに平成17年(2005年)には景観に関する総合的な法律である「景観法」が全面施行されました。美しい国づくり政策大綱においては、国土を国民一人ひとりの資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念のもと、行政の方向を美しい国づくりに向けて舵を切るうたわれています。また、景観法は、これまで自主的に取り組まれてきた自治体による景観形成の取り組みを支援するものとして整備されました。

こうした動きを追い風として、箕面市では、これまで進めてきた景観形成の取り組みを継承するとともに、新たな課題に対応するための検討を加え、将来に向けた良好な景観形成の推進の仕組みを整えるため、市民、事業者、行政による景観計画検討会議等を開催し、都市景観基本計画〔改訂版〕の策定に取り組みました。

（2）「景観形成」と「景観まちづくり」

良好な景観を創り出していくことは、まちを単に美しく飾ることではありません。

景観はまちの姿であり、まちの個性や文化、さらにはそこに住んでいる人々の気質まで映し出しているのです。そのため、見た目だけを美しくするのではなく、さまざまな面で住みやすいまちにしていくことが、より良い「景観の形成」につながっていきます。

そこで、良好な景観を創るために大切にしたい視点が「景観まちづくり」です。

景観まちづくりという表現には、地域の環境を良くする取り組みの中で、景観にも目を向ける、また、景観を良くすることによってまちの環境そのものを良くするといった意味が込められています。

私たちの住む地域の個性を十分に読みとり、その地域にふさわしいまちづくり、景観づくりを行っていくことが大切です。

このように、単にまちを美しく整えることにとどまらない、「景観づくり」と「まちづくり」を組み合わせた「景観まちづくり」の視点を重視します。

（3）都市景観基本計画〔改訂版〕の役割

都市景観基本計画〔改訂版〕は、良好な景観を創り出していくために、箕面市の目指すべき景観形成の目標とその実現に向けた取り組みのありかたを明らかにするために定めるものです。

そのため、まずは私たちの目に映る景観がどのような過程をたどって形成されてきたのか、そのなりたちや、これまで取り組まれてきたまちづくりの歩みを踏まえた上で、今後目指すべき景観形成の目標として、基本方針を示しています。

その上で、地区ごとに景観形成の方向も異なることから、なりたちから箕面市内を13の地区タイプに分け、それぞれに景観形成の方向を記述しています。

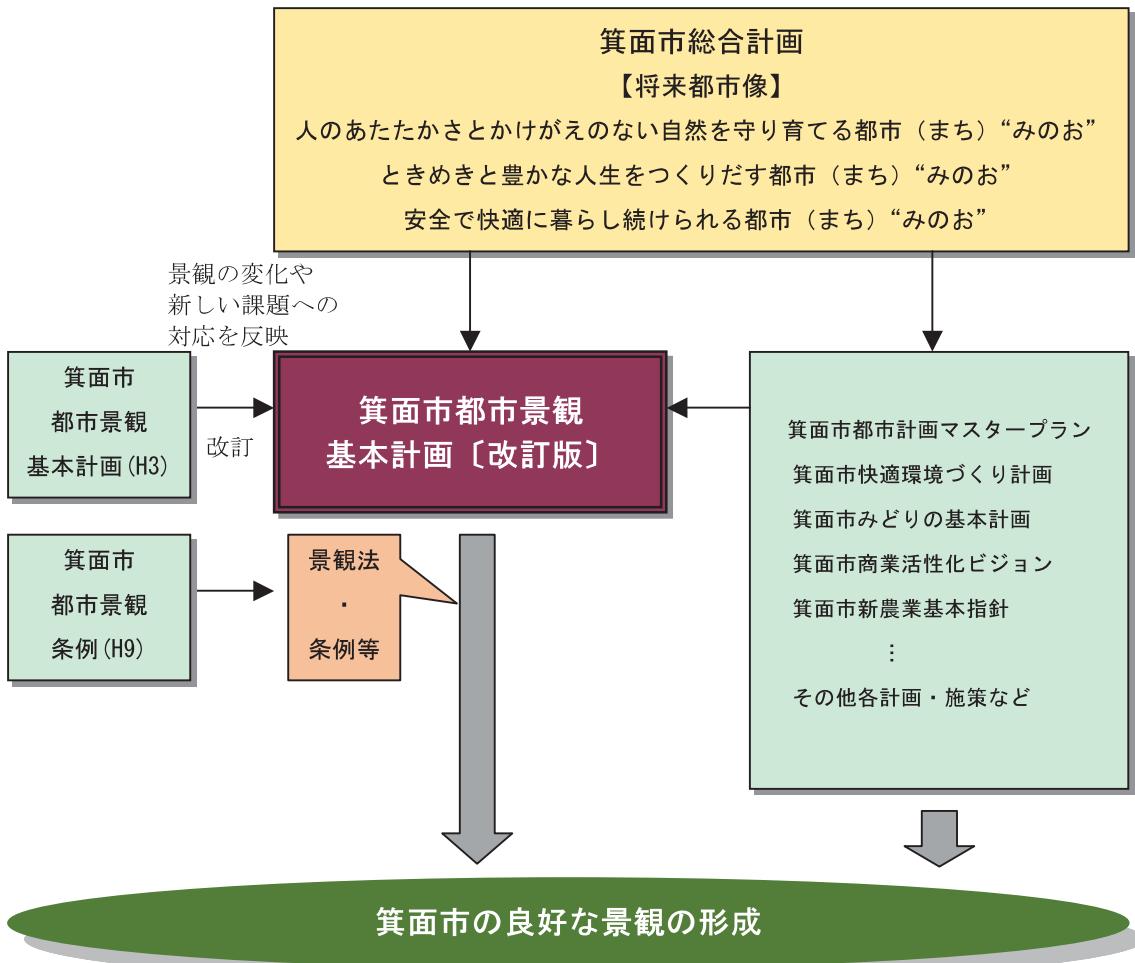
さらに、その方向を目指して市民、事業者、行政が、それぞれの役割のもと、協働で景観形成に取り組むための指針としての役割を担います。

(4) 都市景観基本計画〔改訂版〕の位置づけ

都市景観基本計画〔改訂版〕は、「第四次箕面市総合計画—みのおプラン 2010—」に則するとともに、「箕面市都市計画マスターplan」及び各種関連計画に適合する計画として定めるものです。

策定にあたっては、平成3年(1991年)に策定した都市景観基本計画を基本として、社会情勢や景観の変化、新たな課題に対応するための検討を加えました。

なお、計画の実現に向け、景観法や条例に基づく仕組みを効果的に活用します。



2 都市景観基本計画〔改訂版〕の構成

都市景観基本計画〔改訂版〕は、計画の位置づけや全体像を示す「都市景観基本計画〔改訂版〕の位置づけ」、箕面市の景観の変化の過程を整理した「景観のなりたちと課題」、箕面市内全域の景観形成の目指すべき目標を示した「景観形成の基本方針」、各地区ごとに特性や取り組みに応じて詳細に景観形成の方向を示した「地区タイプ別の景観形成の方向」、そしてそれらを実現していくための「計画の実現に向けて」の5つの章により構成されています。

